

社会福祉法人出水市社会福祉協議会 役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人出水市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員については、別に定める職員給与規程に基づき、給与及び退職手当等を支給する。

(2) 非常勤役員が、その職務のため、理事会及び評議員会または監査に出席したとき若しくはその他法人業務に従事したときは、別表第1に掲げる報酬等を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、本会の会長に、別表第2に掲げる報酬等を支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

別表第1

区分	報酬	費用弁償
非常勤役員	日額 3,500円	出水市職員等の旅費に関する条例の規定を準用して算定した額
備考 出水市の一般職員（教職員を含む。）及び鹿児島県職員が役員を兼ねる場合には、報酬は支給しない。		

別表第2

区分	報酬	費用弁償
本会会長	月額60,000円	勤務日数に出水市職員等の旅費に関する条例の規定を準用して算定した額を乗じて得た額
備考 勤務日は、週2回を原則とし、必要に応じて業務に従事する。		